

歩道橋にあなたの会社や商品の 名前をつけませんか？

ネーミングライツパートナー募集中！

ネーミングライツパートナーになると、歩道橋の橋げた部分に企業名、商品名を入れた愛称を標示するとともに、一宮市のネーミングライツパートナーであることを自社のウェブページ、出版物等に標示することができます。



※標示内容はイメージです。命名条件等の詳細は、募集要項をご覧ください。

地域貢献

お支払いいただいたネーミングライツ料は、歩道橋などの道路施設の維持管理に使用されます。

企業PR

歩道橋に企業名・商品名を標示することで、ドライバー、地域住民に幅広くPRできます。

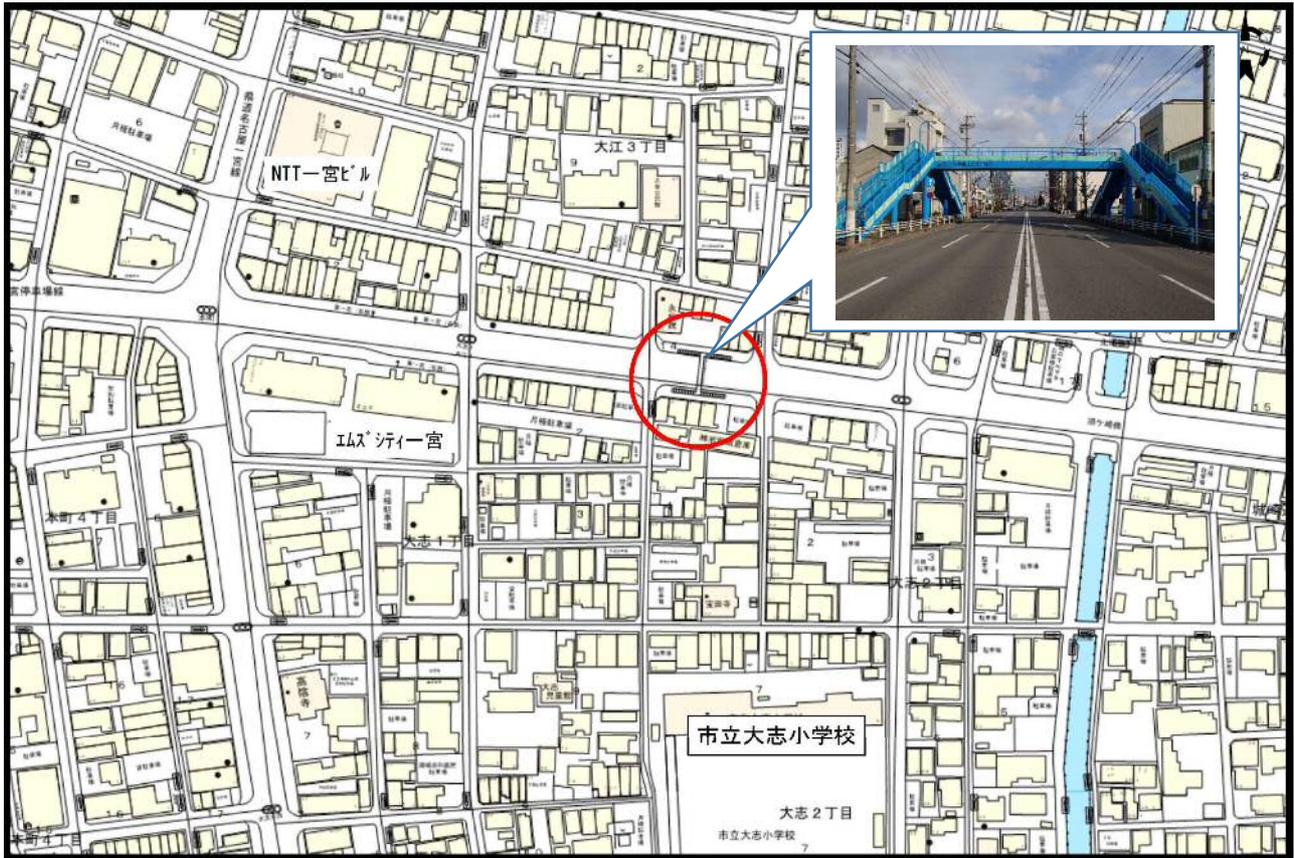
ネーミングライツ料 20万円/年～ 契約期間 3年～5年

お申し込み・お問い合わせは

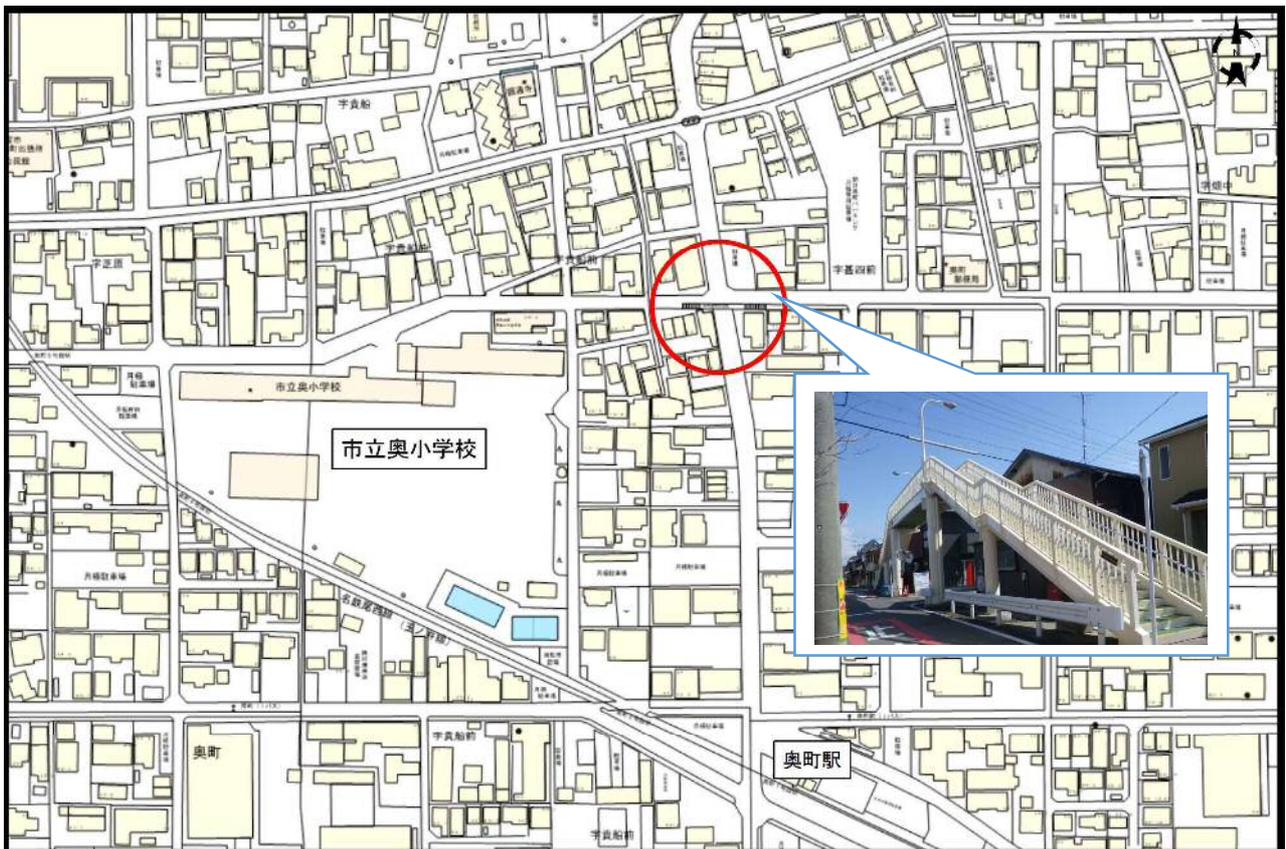
一宮市 建設部 建設総務課 総務グループ TEL 0586-28-8628

FAX 0586-73-9129 E-mail kensetsusomu@city.ichinomiya.lg.jp

大志横断歩道橋



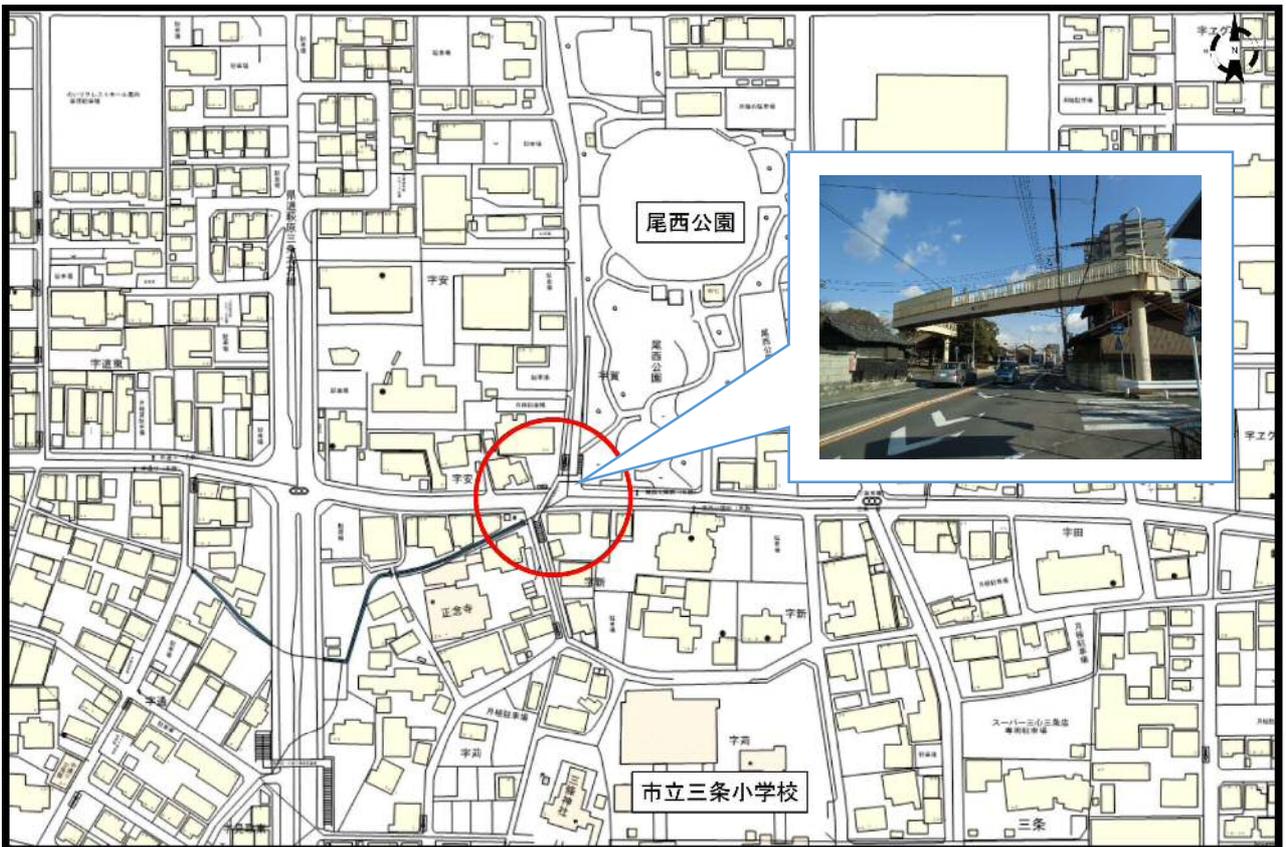
奥町横断歩道橋



銀座通り横断歩道橋



三条横断歩道橋



○歩道橋ネーミングライツ公募スケジュール（※詳細は、必ず「募集要項」をを参照してください）

1 募集要項の配布開始

平成29年5月26日（金）

※募集要項はウェブページに掲載するほか、建設部建設総務課で配布します。

2 ネーミングライツ申請書の受付期間

平成29年6月1日（木）から7月31日（月）

（土曜日・日曜日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

3 応募先（持参又は郵送により受付）

一宮市 建設部 建設総務課（本庁舎7階 74番窓口）

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号

4 ネーミングライツパートナーの選定

一宮市の選定委員会による審査を経て、パートナーと契約を締結します。

5 契約開始時期

各歩道橋へ愛称を標示し、契約開始（平成29年10月上旬の予定）

○歩道橋ネーミングライツ募集概要（※詳細は、必ず「募集要項」をを参照してください）

1 ネーミングライツの対象

対象となる歩道橋は以下の4橋です。

- ・大志横断歩道橋（大志2丁目）
- ・奥町横断歩道橋（奥町字甚四前）
- ・銀座通り横断歩道橋（起字用水添）
- ・三条横断歩道橋（三条字安）

2 ネーミングライツ料

歩道橋1橋当たり年額20万円以上（消費税及び地方消費税は別途）※愛称標示・消去のための施工費用が別途必要です。

3 契約期間

3年から5年（契約期間の満了に当たり、契約更新の希望があれば優先交渉権を付与します。）

4 命名条件等

パートナーは、対象となる歩道橋の桁部分に会社名、商号、商品名、ロゴマークを入れた愛称を標示することができます。なお、愛称の末尾には原則として「歩道橋」又は「ブリッジ」の文字を含むものとします。（詳細な命名条件等は、募集要項を参照してください。）

5 地域貢献の提案

パートナーとして、当該歩道橋やその周辺における清掃美化活動など、当該歩道橋を地域貢献の場として活用する提案を期待しています。

6 費用負担

歩道橋に愛称を標示する費用及び契約終了後に標示を消去する費用は、すべてパートナーの負担とします。なお、歩道橋への愛称標示及び愛称消去は、パートナーが道路法第24条の承認を受けて施工することとなります。

7 応募資格

法人を対象とします。（詳細な応募資格は、募集要項を参照してください。）